

令和8年2月10日

琵琶湖流域下水道(東北部処理区)関連彦根市公共下水道事業計画変更案を縦覧します

本市公共下水道事業計画の変更のため、下水道法施行令第3条の規定に基づき、当案を縦覧します。

1 案件名

琵琶湖流域下水道(東北部処理区)関連彦根市公共下水道事業計画変更案

2 変更理由

上位計画である琵琶湖流域下水道(東北部処理区)の事業計画の変更に伴い、事業期間の変更を行うと共に、開発等が行われた区域等を事業計画区域として拡大を行うもの。

3 縦覧期間

令和8年2月10日(火)～令和8年2月24日(火)

ただし、土・日・祝日を除く、午前9時00分～午後4時45分

4 公示場所

彦根市役所、稲枝支所、鳥居本出張所、河瀬出張所、亀山出張所、高宮出張所

5 縦覧場所

彦根市役所本庁舎2階 下水道建設課 窓口

6 その他

当案に意見がある場合は、意見書を提出することができます。

問い合わせ先

上下水道部下水道建設課

担当：山本、古市

電話：0749-22-5232(直通)

建設部道路河川課

担当：大橋、西村

電話：0749-30-6122(直通)